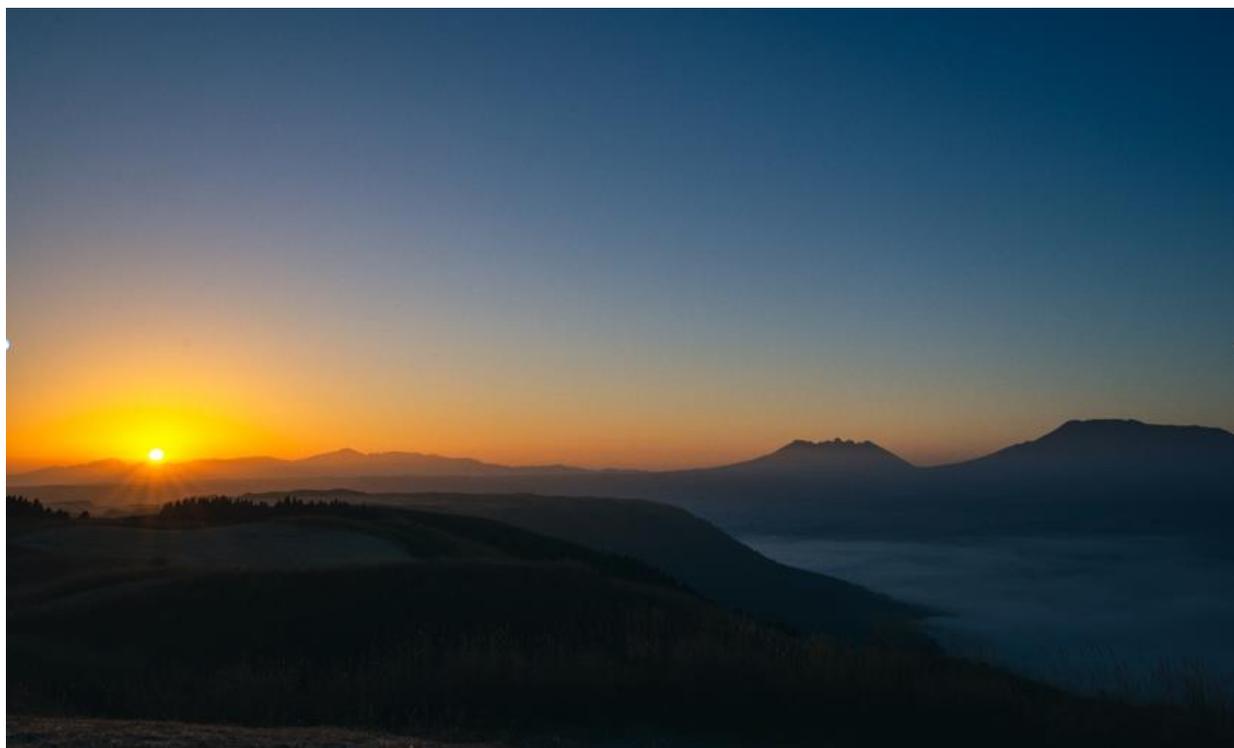


阿蘇市農業委員会だより（令和7年1月発行）



◆発行／編集 阿蘇市農業委員会 〒869-2695 阿蘇市一の宮町宮地 504-1 TEL0967-22-3254



新年、明けましておめでとうございます。農家の皆様、市民の皆様におかれましては、新春を健やかに迎えのことで、心からお慶び申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、「食料・農業・農村基本法」の改正法が令和6年5月29日に成立し、同年6月5日に施行されました。1999年の制定から四半世紀を経て、初めての改正となり、日本の農業は大きな転換期を迎えています。本市の農業の現状は、農業従事者の減少により農家を取り巻く環境も厳しさを増しております。このような状況下、農業委員会では、農業・農村を守り活力ある「持続可能な農村づくり」を柱として活動しています。具体的には、農業基盤の強化や担い手農家への農地あっせんにも本年も取り組んで参ります。

結びに、本年が皆様にとりまして、幸せの年となりますことを祈念しますとともに、阿蘇市農業委員会に対しまして、今後ともなお一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。頭のおいさつとさせていただきます。

（農業委員会会長 木村 広典）

目 次

- | | | |
|-------|--------------------|---------------|
| 1 ページ | ・ 農業委員会活動報告 | ・ 農地所有の皆様へ |
| 2 ページ | ・ 農地の相続届出のお願い | |
| 3 ページ | ・ 農業政策に関わる支援要望について | ・ 農地の転用に関すること |
| | ・ 農業者年金の紹介 | |

阿蘇市農業委員会だよりをご覧になりたい方は、右のQRコードから阿蘇市HPをご確認ください。



●農業委員会活動報告

◆農地パトロール

阿蘇市管内の荒れている農地状況を調査するために農地パトロールを実施しています。この活動は毎年8月と2月に行っており、新たに発見された遊休農地もあり、今後も遊休農地の発生防止と解消に努めていきます。



農地パトロールを実施する委員（尾ヶ石地区）

●農地の貸し借りは、農業委員会で手続きを行いましょ

◆「口頭契約をなくそう」

現在、農業委員会では農地の貸し借りについて、口頭契約の解消を呼びかけています。

・口頭契約のデメリット

農地の貸し借りの期間が定まっていない。

相続が発生した場合、貸し手・借り手共に不安である。

農業関係の国からの補助が受けられない場合があります。

***農業委員会では農地バンクを利用した貸し借りをお勧めしています。**

*募集内容は、農業公社のホームページをご覧ください。

●農地所有者のみなさまへ

近年、農地（田・畑等）を適正に管理されていない雑草が多く茂った農地や空き地が多く見受けられます。これらの農地が増えてしまうと、病害虫が発生するなど周辺の農地に悪影響が心配されます。また、景観の悪化や火災の発生原因ともなりますので、農地を所有（管理）する場合は、責任をもって草刈りなど適切な管理を心がけましょう。普段から定期的に管理を行わないと次のような環境の悪化につながる恐れがあります。

- ・雑草が繁茂し、病害虫の発生原因となる。
- ・猪や鹿などの有害鳥獣の潜入や、ゴミの不法投棄の場所となる。
- ・交差点付近やカーブでは、視界不良になるため事故の原因となる。
- ・景観を損ねるだけでなく、火災の誘発原因になる。

***農地を所有（管理）している場合は、近隣住民の安全と生活環境を損ねないためにも、ご自身や業者などに依頼して除草作業などを定期的に行っていただきますようお願いいたします。**

▼農地を自分で管理できない場合について

高齢や所有者が遠方にいる場合などの理由により、自身で農地を管理（草刈り等）できない場合は、シルバー人材センターなどの事業者を利用（有料）する方法もあります。

【お問い合わせ先】

◆一般社団法人 阿蘇市シルバー人材センター

住所：〒869-2301 阿蘇市内牧 976-2

電話：080-3370-4776 FAX：0967-32-4940

（午前8時30分～午後5時15分：土日祝日・年末年始除く）



●農地の相続登記

農地を管理されている方で、相続登記が行われていない土地が見られます。早めの相続登記をお願いします。なお、登記が完了した場合は、**農業委員会へ届出**をする必要があります。（農地法第3条の3第1項の規定）

農家の皆さま・農地を相続した方へ

農地を相続したときは、 届出が必要

（農地法第3条の3）

対象者

相続等^(※)によって農地の権利を取得した方
(※) 相続、遺産分割、包括遺贈など

届出先

農地の所在する市町村の農業委員会

相続発生日からおおむね10か月以内に届出が必要です。

※届出を行わなかった場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

本届出は、法務局への相続登記とは別に必要な手続きです。

また、相続したものの、地元を離れていて管理ができない場合には、農業委員会が管理のご相談や、借り手を探すお手伝いをしますので、管轄の農業委員会までお問い合わせください。



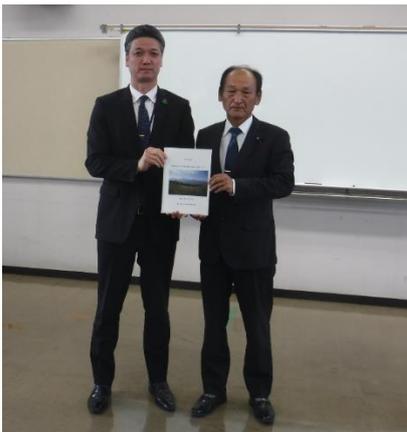
農林水産省HPで農地の相続に係る届出や登記、税の特例措置などの情報を発信しています。

農地相続ポータル



農林水産省

●農業政策に関わる支援要望について



藤田農林部長（左）と木村会長

農業委員会阿蘇郡市協議会（会長：阿蘇市農業委員会々長 木村広典）は、令和6年11月25日阿蘇地域振興局において、阿蘇地域における農業政策支援に関して、農業委員会として要望活動を行いました。

要望事項は以下のとおり

- ・食料の安全と阿蘇地域の農業対策について
- ・農業経営者の育成、確保に向けた支援について
- ・中山間地域の農業、農村振興対策について
- ・今後の農地政策について

●農地の転用に関すること

◆農地転用とは、農地を農地でなくすことをいい、農地に区画形質の変更を加えて住宅、倉庫、工場、学校、病院等の施設用地または道路、山林等の用地にすることを言います。

・農地法第4条許可

農地について、自己所有地を自己の目的のために農地以外で使用する場合、転用許可が必要になります。例えば自己所有地（畑）に農業機械倉庫等を建てる場合も、この許可申請にあたります。

・農地法第5条許可

農地を転用する目的で、所有者等の土地の権利の設定・移転を行う場合、転用が必要になります。例えば、所有地を第三者に売買・賃借する場合等は、この許可申請にあたります。

*農業経営者の方でも、農地に農業倉庫・畜舎・ロール置場・農業作業場・植林等を計画する場合は、許可申請が必要になりますので、お忘れなく申請願います。

農地転用相談は、農業委員会事務局まで

●農業者年金の紹介

- ① 35歳未満で一定の要件を満たす方は、1万円から（上限6万7千円）加入できます。
- ② 農業者年金の受給開始時期をご自分でお選びいただけます。
（老齢年金：65歳以上75歳未満 特例付加年金：65歳以上）
もし80歳前にお亡くなりになった場合には、遺族に一時金が支給されます。（条件あり）
- ③ 国民年金保険の被保険者（任意被保険者含む）は65歳まで加入いただけます。
- ④ 税制上の優遇措置があり、支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。
- ⑤ 認定農業者で青色申告をしているなどの将来の農業の担い手となる方には、月額で最高1万円の保険料国庫補助があります。

加入の申し込みご相談は、JA阿蘇、農業委員会事務局まで

【お問い合わせ先】

◆阿蘇市農業委員会事務局

住所：〒869-2695 阿蘇市一の宮町宮地 504-1

電話：0967-22-3254

FAX：0967-22-4566

（午前8時30分～午後5時15分：土日祝日・年末年始除く）

